2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
一　既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料
二　［略］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
3　使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。
4　前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる資料に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。
5　［略］
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　［略］
2　［略］
3　前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。
4　［略］
（廃止措置計画の認可の基準）
第十六条の九　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
二　核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
三　核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
四　廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること。
2　前項の規定にかかわらず、使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

2　［同上］
［号を加える。］
一　［同上］
二　［同上］
三　［同上］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　［同上］
［項を加える。］
3　［同上］
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　［同上］
2　［同上］
［項を加える。］
3　［同上］
（廃止措置計画の認可の基準）
第十六条の九　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［項を加える。］